

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年6月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 9件

厚生年金保険関係 9件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000002号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000006号

第1 結論

請求者のA事業所B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年10月5日から同年11月1日に訂正し、昭和39年10月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA事業所C店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和40年3月21日から同年4月1日に訂正し、昭和40年3月の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和40年3月21日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和40年3月21日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年10月5日から同年11月1日まで
② 昭和40年3月21日から同年4月1日まで

昭和38年から平成15年までA事業所(現在は、D事業所)に勤務したが、請求期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①は、昭和39年10月1日にA事業所のC店が新設されたことによりB店からC店に異動した時期であり、請求期間②は、昭和40年4月1日にC店からB店に戻った時期であるが、いずれもA事業所に継続して勤務していたので、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の被保険者記録及び請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務し(B店からC店に異動)、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A事業所C店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、A事業所C店が新規

に厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日までは、異動前のA事業所B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA事業所B店における昭和39年9月の厚生年金保険の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務し（昭和40年4月1日にC店からB店に異動）、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA事業所C店における昭和40年2月の厚生年金保険の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和40年3月21日から同年4月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000003号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000008号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000004号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000009号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000008号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000010号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000009号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000011号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000016号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000012号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000017号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000013号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000018号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000014号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000015号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月30日から同年5月1日まで
昭和59年4月1日にA事業所に入社し、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先へ異動したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和59年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900189号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2000003号

第1 結論

昭和39年12月から昭和42年4月までの請求期間及び昭和42年5月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年12月から昭和42年4月まで
② 昭和42年5月から昭和47年3月まで

昭和39年12月頃に養父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、納付方法は定かではないが請求期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和42年5月に結婚した以降は、自分で請求期間②に係る保険料をA市役所の集金担当者に納付していたのに、年金記録では、請求期間①及び②について保険料の未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び請求期間①に係る国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の養父(以下「養父」という。)は既に死亡しており、請求者自身は請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び請求期間①に係る保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金の加入状況及び請求期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

また、請求者は、昭和39年12月頃に養父が国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)は、請求者の元夫(以下「元夫」という。)と連番であり、その前後の手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和47年11月頃に払い出されたものと推認される上、請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和47年11月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

さらに、請求者の手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和47年11月の時点では、請求期間①及び請求期間②のうち昭和42年5月から昭和45年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、請求期間②のうち昭和45年10月から昭和47年3月までの期間については過年度納付が可能であったが、オンライン記録と同様に、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間①及び②に係る保険料の納付記録は確認できない。

加えて、請求者は、請求者の養母が経営する食堂の従業員二人の国民年金保険料と一緒に、養父が請求期間①に係る保険料を納付してくれていたとしているところ、オンライン記録によ

ると、当該従業員二人についても、請求期間①の保険料は未納となっていることが確認できる上、当該従業員二人に照会し一人から回答を得られたものの、養父が請求者の請求期間①に係る保険料を納付していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

その上、オンライン記録によると、請求者が請求期間②において同居していたとする元夫についても、厚生年金保険の加入期間を除く請求期間②の国民年金保険料は未納となっていることが確認できる上、元夫に照会したものの、請求者が請求期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、養父が請求期間①及び請求者が請求期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900168号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000007号

第1 結論

請求期間①から⑧までについて、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額
の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日
の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年5月1日から同年6月1日まで
② 平成7年4月1日から同年8月1日まで
③ 平成8年4月1日から同年5月1日まで
④ 平成9年4月1日から同年5月1日まで
⑤ 平成10年4月1日から同年5月1日まで
⑥ 平成11年4月1日から同年5月1日まで
⑦ 平成12年4月1日から同年5月1日まで
⑧ 平成13年4月1日から同年5月1日まで
⑨ 平成14年4月1日から同年5月1日まで

請求期間①から⑨までについて、当時、A事業所の船舶B及び船舶Cにおいて、D漁、E漁、
F漁及びG漁に従事していた。当時、D漁による報酬はその他の漁による報酬に比べ高額であ
り、毎年4月(平成5年は5月)から出漁準備を行っていたが、年金記録によると、請求期間①
から⑧までの標準報酬月額が低い額で記録され、請求期間⑨は、厚生年金保険の被保険者資格
取得日が平成14年5月1日となっており、加入記録がない。

請求期間①から⑧までについては標準報酬月額を訂正し、請求期間⑨については厚生年金保
険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑧までについて、A事業所は、「当時の資料がないため、請求者の請求期
間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答していることから、請
求者の請求期間①から⑧までにおける報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認す
ることができない。

また、請求者は、請求期間当時の船長及び機関長の名前を挙げているが、当該船長は既に
死亡しており、当該機関長に照会したものの、回答が得られないことから、請求者の主張を
確認できる資料や具体的な陳述を得ることができない上、オンライン記録により、全請求期
間のうち、一部の期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき
、かつ、生存及び所在が確認できた10人に照会し、2人から回答が得られたものの、請求者

の主張を確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

さらに、請求者は、D漁の出漁準備作業を行っていた毎年4月（平成5年は5月）から報酬月額が増額となっていた旨を述べているため、オンライン記録により、請求期間①から⑧までについて、A事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の標準報酬月額の推移を確認したところ、i) 請求期間①は、請求者を除き被保険者が5人確認でき、そのうち、4人は請求者と同様に請求期間①の翌月の6月から標準報酬月額が増額となっていること、ii) 請求期間②のうち平成7年4月は、請求者を除き被保険者が5人確認でき、同5人は同年5月から標準報酬月額が増額となっているが、請求期間②のうち平成7年5月1日以降については、請求者は、平成7年4月末のD漁の出漁準備作業中の事故による負傷のため、D漁の期間は船に乗れなかった旨を述べており、請求者から提出された資料により、同年4月末から、およそ1か月入院していたことが確認できることから、請求者は、D漁に従事できなかったため、標準報酬月額が改定されなかったと考えられること、iii) 請求期間③から⑥までのいずれの請求期間も、請求者を除き被保険者が6人確認でき、同6人は請求者と同様に請求期間③から⑥までの翌月の5月から標準報酬月額が増額となっていること、iv) 請求期間⑦は、請求者を除き被保険者が7人確認でき、そのうち、6人は請求者と同様に請求期間⑦の翌月の5月から標準報酬月額が増額となっていること、v) 請求期間⑧は、請求者を除き被保険者が4人確認でき、同4人は請求者と同様に請求期間⑧の翌月の5月から標準報酬月額が増額となっていることから、請求期間①、請求期間②のうち平成7年4月及び請求期間③から⑧までについて、請求者の標準報酬月額のみが低額に記録されていると認められるような事情は見当たらない。

加えて、請求者は、漁毎の報酬について、漁が始まると毎月20万円から30万円までの金額を報酬の前借りとして支給され、漁が終了し、報酬額が確定した時点で報酬額から前借り分を差し引いた金額を支給され、当該漁の報酬を清算されていた旨を述べており、平成4年6月8日から平成15年9月1日までの期間に係る取引状況を確認できる預金通帳を提出しているところ、預金通帳により、事業主から請求期間①から⑧までに係る前借り分及び清算分と思われる入金があることが確認できるものの、当該入金額からは、請求期間①から⑧に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

また、請求者は、平成11年分から平成14年分までの所得税の確定申告書を提出しており、そのうち、平成11年分、平成12年分及び平成13年分の所得税の確定申告書により、請求期間⑥を含む平成11年、請求期間⑦を含む平成12年及び請求期間⑧を含む平成13年の給与収入金額及び社会保険料控除金額が確認できるものの、当該給与収入金額及び当該社会保険料控除金額からは、各月の給与収入額及び社会保険料控除額を確認又は推認することができない上、当該社会保険料控除額については、いずれの年も請求者のオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額より低額であることが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑧までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間⑨について、請求者から提出された船員手帳、請求者及び同僚の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、「当時の資料がないため、請求者の請求期間⑨における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については、不明である。」と回答している。

また、請求者は、請求期間⑨当時の船長及び機関長の名前を挙げているが、当該船長は既

に死亡しており、当該機関長に照会したものの、回答が得られないことから、請求者の主張を確認できる資料や具体的な陳述を得ることができない上、オンライン記録により、全請求期間のうち、一部の期間にA事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた10人に照会し、2人から回答が得られたものの、請求者の主張を確認できる資料や具体的な陳述は得られなかった。

さらに、預金通帳により、事業主から請求期間⑨に係る前借り分と思われる入金があることが確認できるものの、当該入金額からは、請求期間⑨に係る厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできない。

加えて、平成14年分の所得税の確定申告書により、請求期間⑨を含む平成14年の給与収入金額及び社会保険料控除金額が確認できるものの、当該給与収入金額及び当該社会保険料控除金額からは、各月の給与収入額及び社会保険料控除額を確認又は推認することができない上、当該社会保険料控除金額については、平成14年に係る請求者のオンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額より低額であることが確認できる。

なお、オンライン記録により、請求者は請求期間⑨において、国民年金第3号被保険者として記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間⑨における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。